



第  
68  
号

## 水 保 通 信

水保自治会  
水保まちづくり推進会議 広報部  
平成27年5月20日発行

ホームページ <http://www.usennet.ne.jp/~mizuho/>

水保自治会

検索

メールアドレス [mizuho@usennet.ne.jp](mailto:mizuho@usennet.ne.jp)

### 春、桜満開!!

4月4日(土)、樹下神社(上)、明富中学校前(下)にて



### 自治会長あいさつ

### 2年目に向けて

自治会長 今井寿一

新緑の候、皆様方にはご健勝でお過ごしのこととお喜び申し上げます。  
平素は水保自治会運営につきまして皆様方のご支援・ご協力をいただきまして、ありがとうございます。また、先の自治会定期総会におきましては、各議案に対しまして承認いただき、ありがとうございました。平成27年度も「結いの精神」で自治会運営をしていきますので、皆様のより一層のご協力をお願いいたします。

さて、自治会としましては、今年は『決断の年』となろうかと思えます。その一つは、環境センター更新の件であります。行政側が「新施設を現環境センター敷地内に」と表明してから約1年が過ぎようとしています。その間、市と地元との間で、意見交換をしまいましたが、なかなか具現化の方向性が見えておりませんでした。ようやく3月29日に、町民の方々との第1回目の説明会を開催させていただきました。その際、皆様方から貴重な意見をいただきましたので、今後は交渉の場を開発検討委員会に移し、共に考えていきたいと思えます。必要に応じては、説明会を開催して一層の理解を深めていきたいと考えております。

次に、国道477号線のバイパスの件であります。県の意向といたしましては、「今後は水保工区の測量に入りたい」旨の申し出がありましたので、自治会として地権者との説明会等のステップを踏まえて対応を考えていきたいと思っております。

このように水保町には、大きなプロジェクトが2件あります。将来の水保を見据えた上で決断をしていきたいと考えておりますので、皆様方のご指導・ご協力をよろしくお願いいたします。

### 国道477号線

3月21日(土)、午後7時より集落センターにおいて、滋賀県南部土木事務所の山崎課長補佐ほか、市役所職員を含め6名を迎え、『国道477号道路整備事業の現状及び今後の事業計画』について説明がありました。今後、地権者との合意をもとに、平成27年度は自治会役員との協議の上、地元説明会や地権者説明会を開催し、合意形成を図った上で、道路詳細設計や用地測量の作業を進めたい、との説明がされました。

新

入

生

水保町から、今年は4人が速野小学校に入学されました。  
おめでとうございます。(写真左から・敬称略)

| (子供さん)      | (親)    | (おじいさん) |
|-------------|--------|---------|
| 西村 清蘭 (きよら) | 西村 大輔  | 西村 實    |
| 西村 学登 (まなと) | 西村 将樹  | 西村 正夫   |
| 野田 悠斗 (ゆうと) | 野田 剛   | 今井 米二   |
| 高谷 ゆいの      | 高谷 いずみ | 高谷 章平   |

### ピカピカの一年生



### 今後の行事予定

| 月  | 日  | 曜日 | 行事予定        |
|----|----|----|-------------|
| 6  | 21 | 日  | 慰霊祭・花壇の定植   |
| 7  | 19 | 日  | 河川愛護・美化運動   |
| 8  | 15 | 土  | 夏祭り(盆踊り)    |
|    | 23 | 日  | 秋の河川清掃      |
| 9  | 20 | 日  | 敬老会         |
| 10 | 12 | 月  | ※防災訓練・町民交流会 |
|    | 25 | 日  | 神嘗祭         |

※開催日が選挙のため、変更になりました。  
毎週・毎月開催しています。お気軽にご参加下さい。

◆ふれあいサロン 毎週火曜午前(ふれあいの家)  
◇趣味の会 毎週水曜晩(集落センター)  
◆歩こう会 毎月第2日曜午前(ふれあいの家前)  
◇ひよこクラブ 毎月第2土曜(ふれあいの家)

### 環境センター更新説明会

3月29日(日)、午後7時30分より集落センターにおいて、守山市役所の職員による環境センター更新にかかる説明会がありました。当日は、宮本市長はじめ秋山副市長、環境センター施設長など市の幹部6名が、更新に係るいきさつ、更新場所決定の経緯、新施設の概要の説明がありました。

また、参加者からも厳しい質問がされ、今後も引き続き住民との対話の機会をもち、地元住民の納得のいく計画案等の推進が約束されました。



### ごみ出しルール(曜日と時間)を守りましょう!

・朝は6時～、夜は9時まで  
・指定日以外の早出しは、できません。



つばやき

暦の上では立夏、小満と、自然の息吹の躍動する季節になりました。過日の春祭りは好天に恵まれました。久し振りに、多くの方とお会いし、声をかけて頂き、私の心も躍動し、「出会いって『出愛い』かな?、水保っていいな」と改めて思いました。



## 春 祭 り

5月5日(祝)、五月晴れの中、例年のとおり朝8時から渡御祭の後、町内を神輿と花神輿の巡行が行われました。



## 涅槃会 (ねはんえ)

～天台・慈攝両大師御遠忌記念事業 子ども御遠忌～

2月15日(日)、午前10時30分より、上水保・観音寺において涅槃会厳修されました。本法要は、平成29年10月、同寺にて執り行われる御遠忌大法要の記念事業として町内にも案内され、当日は法楽のほかに、子ども向けの紙芝居や、御本尊の御宝前においてお釈迦様涅槃の折に伎楽が奉ぜられたことにちなんだ篠笛の演奏が奉納され、さらには本堂内・庫裏にて竹燈籠の展示が催されました。最後には、参詣者皆さんで、人類で初めて火葬荼毘に伏されたお釈迦様のお骨(仏舍利:ぶっしやり)が五色に輝いた故事から現代に伝わる華供ご(はなぐご:五色あられ)をいただき、この1年の無病息災を祈願いたしました。日頃の喧騒から離れ、心に「美しい花」が咲いたようなひとときを過ごさせていただきました。



紙芝居の様～お釈迦様の最後の弟子～



竹燈籠による幽玄な世界～目と心の保養になります～



## 獅子舞

3月13日(金) 午前中、ふれあいの家内において獅子舞が行われました。水保サロンで集まった約20名が舞いなどを見学しました。



## シルバー川柳 健康福祉部

コスモスミニ版(6号)

で紹介しました『シルバー川柳100句』が好評であったため、第二弾を紹介します。

目を薬を  
指すのは  
なぜか

期限切れ  
犬にやら  
ずに出す

お迎えと  
言うなよ  
車のケア

景色より  
トイレが  
気になる

飲み代が  
酒から薬  
変わるに

目には蚊  
にをは蟬  
飼ってを

「お年です」  
それが病  
田舎医者

このごろは  
話も入れ  
噛み合わ

万歩計  
半分以上  
探し物

## 税の豆知識

### 譲渡所得について



土地や家、田んぼを売った場合は、譲渡所得が発生し、分離課税として申告し、所得税を納付することとなります。不動産を所有していた期間によって、長期・短期に区分けされ、税率が異なります。

#### 1 区分

| 区分     | 所有期間                     | 国税  | 地方税 |
|--------|--------------------------|-----|-----|
| 短期譲渡所得 | その年の1月1日における所有期間が5年以下のもの | 30% | 9%  |
| 長期譲渡所得 | その年の1月1日における所有期間が5年超のもの  | 15% | 5%  |

#### 2 譲渡所得金額及び税金の計算

(原則) 収入金額 - 必要経費(取得費+譲渡費用) = 譲渡損益 × 税率

#### 3 税額計算 長期譲渡所得の場合、次のとおり税率が異なります。

- ①一般の場合 国税 15%(地方税5%)
- ②優良住宅地等の場合 2,000万円以下は 国税10%(地方税4%)  
2,000万円超は 国税15%(地方税5%)
- ③居住用財産の場合 (10年以上所有) 6,000万円以下は 国税10%(地方税4%)  
6,000万円超は 国税15%(地方税5%)

#### 4 特別控除等

- ①収用交換等の場合 5,000万円
- ②居住用財産の場合 3,000万円
- ③その他 ①・②の以外の特別控除や居住用財産の買換え、交換などの課税の繰延べの制度があります。

#### 5 その他 逆に、土地・建物の不動産を取得した場合は、不動産取得税や固定資産税が課せられます。